

財 関 第 1211 号  
令和 5 年 12 月 15 日

各 税 関 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 江島 一彦

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、令和 6 年 1 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

- 第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。  
別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 2 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。  
次に掲げる様式をこれに対応する別紙 2 のように改める。  
税関様式 C 第 3160 号 税関様式 C 第 4010 号  
税関様式 C 第 4015 号 税関様式 C 第 4020 号
- 第 3 分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）の一部を次のように改正する。  
別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 4 外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制等について（平成 13 年 8 月 10 日財関第 651 号）の一部を次のように改正する。  
別紙 4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 第 5 税関検査場電子申告ゲートを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 31 年 3 月 30 日財関第 439 号）の一部を次のように改正する。  
別紙 5 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。